

第

6079

号

READAS
リーダースクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダースクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 11月 9日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

♣ 離婚に伴い受取る養育費

Q : 夫と離婚することとなりました。子供の養育費を受け取ることとなりますが、この養育費は、どのような取扱いになりますか？

A : 次のように取り扱われます。

【解説】

贈与税では、財産を贈与した場合、贈与を受けた者に対して贈与税が課されますが、扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにする贈与で通常必要と認められる範囲内のものは非課税とされています。

この場合、どこまでが扶養義務履行の範囲となるか難しいところですが、その者が通常の日常生活を営むのに必要な費用で、諸事情を勘案しても社会通念上適当と認められる範囲内のものを、必要な都度直接、これらの費用に充てるために支給されたものであれば課税されないとされています。

一方、養育費の支払は通常長期間にわたり毎月確実に履行されることが難しいことから、一括して支払を受けることも多くあります。このような場合は、上記の要件を満たしませんので、原則として、贈与税が課税されることとなりますが、一括して受け取った養育費について金銭信託契約を締結し、毎月一定額の均等割給付を受けるなど、一定の要件を満たす場合は贈与税が課税されないとされています。

